

浜田ひかり保育所 重要事項説明書 令和6年4月1日

保育の提供の開始にあたり、当園があなたに説明すべき内容は、次のとおりです。

1 施設運営主体

名 称	社会福祉法人 浜田ひかり保育所
所在地	浜田市原町79番地4
電話番号	0855-23-0986
代表者氏名	理事長 竹山 勝彦

2 利用施設

施設の種類	保育所
施設の名称	浜田ひかり保育所
施設の所在地	浜田市原町79番地4
連絡先	電話番号0855-23-0986 FAX0855-23-1008
管理者	所長 長澤 順子
対象児童	児童福祉法及び子ども・子育て支援法の定めるところにより、保育を必要とする小学校就学前児童
利用定員	90人
開設年月日	S25年4月1日
事業所番号	3220251000197

3 サービスの目的・運営方針

浜田ひかり保育所（以下「当園」という。）は、以下の運営方針に基づき、保育を必要とする児童を日々受け入れ、保育を行うことを目的とします。

- (1) 「当園」は、保育の提供に当たっては、入園する乳児及び幼児（以下「園児」という。）の最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場を提供するよう努めます。
- (2) 「当園」は、保育に関する専門性を有する職員が、家庭との緊密な連携の下に、園児の状況や発達過程を踏まえ、養護及び教育を一体的に行います。
- (3) 「当園」は、園児の属する家庭や地域との様々な社会資源との連携を図りながら、園児の保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援等を行うよう努めます。

4 当園における施設・設備等の概要

(1) 施設

敷地	敷地全体	573.95㎡
	園庭	210.68㎡
園舎	構造	RC造
	延べ面積	468.04㎡

(2) 主な設備

設備	部屋数	備考
乳児室	1室	あか組(0歳児クラス)
ほふく室	1室	ひよこ組(1歳児クラス)
保育室	4室	もも組(2歳児クラス)、はと組(3歳児クラス) はす組(4歳児クラス)、ふじ組(5歳児クラス) について各1室
遊戯室(ホール)	1室	
調理室	1室	別棟
職員室	1室	
事務室	1室	別棟

5 職員の設置状況

職種	員数	常勤	非常勤	備考
所長	1	1		
事務	1	1		
主任保育士	1	1		
保育士	14	11	3	
栄養士	1	1		
調理員	1	1		

当園では、「島根県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年3月27日第18号。以下「条例」という。)」の定める基準を遵守し、保育の実施に必要な職員として、上記の職種の職員を配置しています。

<各職種の勤務体系>

職種	勤務体系
所長	正規の勤務時間帯(8:30~17:30)
主任保育士	正規の勤務時間帯(8:30~17:30)
保育士	正規の勤務時間帯(8:30~17:30)
栄養士	正規の勤務時間帯(8:30~17:30)
調理員	正規の勤務時間帯(8:00~17:00)
事務員	正規の勤務時間帯(8:30~17:30)

※ ローテーションにより、各保育士の勤務日及び勤務時間帯は異なります。

※ 職務の都合上、上記とは異なる勤務時間帯となることがあります。

6 保育を提供する日

保育を提供する日は、月曜日から土曜日までとします。

ただし、年末年始（12月31日から1月4日）及び祝祭日は休園となります。

7 保育を提供する時間

保育を提供する時間は、次のとおりとします。

(1) 保育標準時間認定に係る保育時間

保育標準時間認定に係る支給認定証を市町村から交付されている方の場合、7時から18時までの範囲内で、保育を必要とする時間となります（実際に保育を提供する日及び時間帯は、就労時間その他保育を必要とする時間を勘案し、当園との協議のうえで保護者ごとに個別に決定します。）

なお、上記以外の時間帯において、やむを得ない理由により保育が必要な場合は、19時までの範囲内で、時間外保育を提供いたします（時間外保育の利用に当たっては、市町村にお支払いいただく通常の保育料の他に、別途利用者負担が必要となります。）

(2) 保育短時間認定に係る保育時間

保育短時間認定に係る支給認定証を市町村から交付されている方の場合、9時から17時までの範囲内で、保育を必要とする時間となります（実際に保育を提供する日及び時間帯は、就労時間その他保育を必要とする時間を勘案し、当園との協議のうえで保護者ごとに個別に決定します。）

なお上記以外の時間帯において、やむを得ない理由により保育が必要な場合は、7時から9時まで又は17時から19時までの範囲内で、時間外保育を提供いたします（時間外保育の利用に当たっては、市町村にお支払いいただく通常の保育料の他に、別途利用者負担が必要となります。）

8 提供する保育等の内容

当園は、保育所保育指針（平成29年3月31日厚労告117）を踏まえ、以下の保育その他の便宜の提供を行います。

(1) 特定教育・保育及び時間外保育の提供

上記7に記載する時間において、保育を提供します。

(2) 特別保育事業・障がい児保育

・（年長児対象）習字教室・詩吟教室

（礼節と心身の健康・親睦を図る事を目的とする。）

木工教室（浜田土建 河野氏による指導のもと、物づくりの楽しさを知る。）

サッカー教室（ベルガロッソ浜田による指導のもとサッカーに親しむ。）

- ・地域交流 地域のお年寄りとの交流 (かもめ塾・敬老会・訪問)
野菜作り体験・浜っ子春まつり・BB 大鍋フェスティバル

(3) 食事の提供

児童の年齢に応じ、以下の時間帯に食事の提供を行います。

	午前間食	昼食	午後間食	備考
0歳児	9時15分頃	11時頃	15時頃	
1歳児	9時15分頃	11時頃	15時頃	
2歳児	9時15分頃	11時頃	15時頃	
3歳児		11時30分頃	15時頃	
4歳児		11時30分頃	15時頃	
5歳児		11時30分頃	15時頃	

※ 献立表は毎月別途お知らせします。

※ 食物アレルギー等、体質に合わない食材があればご相談ください。

9 利用料金

(1) 特定教育・保育に係る利用者負担 (保育料)

支給認定を受けた市町村に対し、当該市町村が定める保育料をお支払いいただきます。

保育の提供に要する実費に係る利用者負担金等

(1) に掲げる保育料のほか、別表に掲げる費用を負担していただきます。
お支払方法については、別途お知らせします。

10 利用の終了に関する事項

当園は、以下の場合には保育の提供を終了いたします。

- (2) 利用乳幼児が小学校に就学したとき
- (3) 児童の保護者が、児童福祉法又は子ども・子育て支援法に定める支給要件に該当しなくなったとき
- (4) その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき

11 嘱託医

当園は、以下の医療機関と嘱託医契約を締結しています。

(1) 内科

医療機関の名称	さわだクリニック
医師名	澤田 宏志
所在地	浜田市国府町1981-132
電話番号	0855-28-3777

(2) 歯科

医療機関の名称	石橋歯科医院
医 院 長 名	石橋隆平
所 在 地	浜田市京町27
電 話 番 号	0855-22-0143

別表

金 額	主食費 1,500円 副食費 4,500円 } 合計金額=一人当たりの給食費 [合計金額×3歳以上児の人数] =1回の振替金額 但し、副食費については第3子以降の児童等免除あり 手数料 1回の振替ごと55円(2名以上の場合も同額) 月途中の入退所の場合、日割り計算は行いません
金融機関	山陰合同銀行〔支店の指定はありません〕
引落とし日	毎月10日〔銀行休業日の場合は翌営業日〕
振替できなかった場合	現金集金〔後日集金袋をお渡しします〕 〔手数料55円を加算した金額〕
開始時期	令和6年4月 〔引き落とし開始までは現金徴収とさせていただきます。〕
その他(現金徴収)	延長保育料・・・1回250円(12回以上3,000円) 保育用品・・・必要に応じて 被服代・・・必要に応じて 写真代・・・必要に応じて ふれあい保育体験料・・・必要に応じて PTA会費・・・月250円
その他	領収書や引き落とし済通知書の発行は行いません
お問い合わせ先	理事長 竹山勝彦 所 長 長澤 順子 事 務 上岡弓子 浜田ひかり保育所(0855-23-0986)

1.2 緊急時の対応

お預かりしている園児に病状急変等の緊急事態が発生した場合には、保護者の指定する以下の医療機関及び緊急連絡先等へ速やかに連絡を行います。

児童のかかりつけ医療機関	医療機関名： 診療科： 主治医： 所在地： 電話番号：
緊急連絡先①	住所： 電話番号： 氏名： 続柄：
緊急連絡先②	住所： 電話番号： 氏名： 続柄：

1.3 要望・苦情等に関する相談窓口

当園では、要望・苦情等に係る窓口を以下のとおり設置しています。

当園 ご利用相談窓口	<ul style="list-style-type: none"> ・窓口担当者 主任保育士 牛尾 みゆき ・ご利用時間 8:30～ 17:30 ・電話番号 0855-23-0986 F A X 0855-23-1008 <p>担当者が不在の場合は、当園職員までお申し出ください。</p>	
第三者委員	清水靖之	電話番号 0855-22-3546
第三者委員	小笠原令子	電話番号 090-9736-5764

※ 当園では、上記のほか、園内に要望・苦情等に係る投函箱を設置しています。

1.4 非常災害時の対策

非常時の対応	別途に定める、消防計画書により対応いたします。	
防災設備	<ul style="list-style-type: none"> ・自動火災報知機 有 ・ガス漏れ報知機 有 ・非常用電源 有 ・その他、カーテン、敷物、建具等の防災処理 無 	<ul style="list-style-type: none"> ・非常灯 有 ・非常警報装置 有 ・スプリンクラー 無 無
避難・消火訓練	避難及び消火の訓練は、毎月1回以上実施します。	

15 利用者に対するの保険の種類・保険事故・保険金額

当園では、以下の保険に加入しています。

保険の種類	独立行政法人日本スポーツ振興センター・賠償責任保険
保険の内容	傷害保険
保険金額	入院日額 2,250 円 通院日額 1,500 円 死亡 2,000 万円

16 当園におけるその他の留意事項

喫煙	当園の敷地内はすべて禁煙です。
宗教活動、政治活動、営利活動	利用者の思想、信仰は自由ですが、他の利用者に対する宗教活動、政治活動及び営利活動はご遠慮ください。

17 個人情報の取り扱いについて

当園職員は、職務上知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、不当な目的に使用しません。

保護者専用ホームページに関しては、ID・パスワードで閲覧することができます。

当園における保育の提供を開始するに当たり、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

保育所名：浜田ひかり保育所

説明者職名：所長 氏名 長澤 順子

私は、本書面に基づいて浜田ひかり保育所の利用に当たっての重要事項の説明を受け、同意しました。

令和 年 月 日

保護者住所：

児童氏名：

保護者氏名：

印

児童から見た続柄：

個人情報使用同意書

下記児童及びその保護者等に係る個人情報については、以下の目的のために必要最小限の範囲内において使用することに同意します。

- ・小学校への円滑な移行・接続が図れるよう、卒園に当たり入学する予定の小学校との間で情報を共有すること。
- ・他の保育所等へ転園する場合その他兄弟姉妹が別の施設等に在籍する場合において、他の施設との間で必要な連絡調整を行うこと。
- ・緊急時において、病院その他関係機関に対し必要な情報提供を行うこと。

浜田ひかり保育所

所長 長澤 順子 様

令和 年 月 日

保護者住所：

児童氏名：

保護者氏名：

印

児童から見た続柄：